

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第42期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社武富士

【英訳名】 TAKEFUJI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 清川 昭

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

【電話番号】 東京03(3365)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長 佐藤 重朗

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

【電話番号】 東京03(3365)8012(経理部)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長 佐藤 重朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第42期 第3四半期 連結累計期間	第42期 第3四半期 連結会計期間	第41期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
営業収益	(百万円)	147,076	44,313	270,479
経常利益又は経常 損失()	(百万円)	185,484	191,851	42,285
四半期純損失()又は 当期純利益	(百万円)	214,395	219,377	14,105
純資産額	(百万円)		204,826	433,776
総資産額	(百万円)		1,149,970	1,392,899
1株当たり純資産額	(円)		1,517.28	3,151.03
1株当たり四半期純損失金 額()又は1株当たり当 期純利益金額	(円)	1,569.11	1,620.30	100.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)		17.8	31.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	61,149		187,601
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,873		255
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	114,741		127,397
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		96,705	153,471
従業員数	(名)		2,520	2,643

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等が含まれております。

3. 第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第42期第3四半期連結累計期間及び第42期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	2,520 [721]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除いております。）であり、常用パートは除いております。常用パートは[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	2,500 [705]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員（出向者を除いております。）であり、常用パートは除いております。常用パートは[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【営業の実績】

(1) 消費者金融業の営業店舗数及び現金自動設備台数

区分	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)
店舗(店)	1,434
通常店舗(店)	290
無人店舗(スピード無人受付機含む)(店)	1,143
インターネット店舗(店)	1
無人契約機 (スピード無人受付機含む)(台)	1,434
(うち通常店舗外設置分)(台)	(1,143)
現金自動設備(台)	54,896
自社設置分(台)	1,546
(うち通常店舗外設置分)(台)	(1,139)
提携分(台)	53,350
(提携先数)(社)	(133)

(2) 営業収益の内訳

種類別		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)			
		消費者 金融業	その 他の 事業	合計	構成割合 (%)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
営業貸付金 利息	無担保ローン	42,227		42,227	95.3
総合あっせ ん収益	クレジットカード	18		18	0.0
その他の金 融収益	預金利息		102	102	0.2
	貸付金利息		98	98	0.2
	その他		461	461	1.1
	小計		662	662	1.5
その他の営 業収益	償却債権及び同利息回 収額	851		851	1.9
	不動産賃貸収入		260	260	0.6
	その他		294	294	0.7
	小計	851	555	1,406	3.2
合計		43,096	1,217	44,313	100.0

(注) 1. 金額には消費税等が含まれております。

2. その他の金融収益の「その他」は、主に金利スワップ受取利息等であります。

3. その他の営業収益の「その他」は、主に駐車場収入、ゴルフ場収入等であります。

(3) 消費者金融業の取扱高、期末残高、利用者数及び加盟店数

取扱高

事業別	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	構成割合(%)
ローン事業	65,199	99.9
総合あっせん事業	91	0.1
合計	65,290	100.0

(注) 上記事業の内容及び取扱高の範囲は次のとおりであります。

- ・ローン事業 直接顧客に金銭を貸付ける取引であり、取扱高の範囲は顧客に対する融資額であります。
- ・総合あっせん事業 クレジットカードによる包括的審査に基づいた斡旋取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。

期末残高

事業別	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
	残高(百万円)	構成割合(%)
ローン事業	995,958	99.9
総合あっせん事業	567	0.1
合計	996,525	100.0

利用者数及び加盟店数

事業別	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)
ローン事業(件)	1,645,046
総合あっせん事業(人)	283,131
加盟店数(店)	28,398

(注) 1. 上記事業の利用者数の範囲は次のとおりであります。

- ・ローン事業 営業貸付金残高を有する口座数
 - ・総合あっせん事業 「TAKE BIG SEVEN MasterCard®」の有効会員数
2. 加盟店数は、取引店舗数であります。

(4) 資金調達内訳

借入先等	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
	残高 (百万円)	平均調達金利 (%)
金融機関等からの借入	233,228	2.75
その他	213,045	3.07
社債・CP	213,045	3.07
合計	446,273	2.90
自己資本	789,449	
資本金・出資額	30,478	

(注) 1. 「自己資本」は、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む)の合計額を加えて算出しております。

2. 上記の四半期連結会計期間中に行った貸付債権の譲渡はありません。
3. 平均調達金利は借入金等の残高に対するものであります。
4. 社債の調達金利はスワップ後の金利を記載しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、世界的な金融市場の混乱による、株価の急落及び為替の変動等を背景に、企業収益や資金調達環境が悪化し、雇用情勢も厳しさを増すなど、景気の後退色が一段と鮮明になってまいりました。

消費者金融業界におきましては、貸金業法の完全施行を控え、債権の良化に向けた与信基準の厳格化に伴う融資残高の大幅な減少、高水準で推移する利息返還請求等、予断を許さない厳しい経営環境が続いております。

このような情勢の下、当社グループは、資金需要者のニーズに可能な限りお応えしていくことがノンバンクの使命と認識し、お客様と、今まで育てていただいた社会に対して「感謝の気持ち・真心」を込めて新ブランド「benecere（ベネシア）」を立ち上げ、ポイント制度の導入や社会貢献活動への寄付に参加できる「benecere card（ベネシアカード）」により、優良顧客開拓に注力し、債権の良化を図ってまいりました。

また、急激な経営環境の変化に対応し、貸金業法完全施行後の安定的な利益確保を目的とした債権管理の充実等を柱とする「中期経営計画」を策定するとともに、これに先駆けて、将来のクレジットコストを抑制するため、利息返還損失引当金の積み増し及び不良債権の早期償却を実施しております。

さらに、地域に密着した「身近な金融機関」として、社会から信頼され、社会へ貢献するために、「振り込め詐欺防止」対策や「防犯パトロール隊」の結成、チャリティーバザーへの参加等、社会貢献活動にも積極的に取り組むとともに、利益の確保のため費用対効果を高め、経営の更なる効率化を推進しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の営業収益は443億13百万円、経常損失は1,918億51百万円、四半期純損失は2,193億77百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当第2四半期連結会計期間末に比べ458億30百万円減少し、967億5百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は107億99百万円となりました。これは主力事業である消費者金融業の営業貸付金の貸付額651億99百万円及び営業貸付金の回収額748億1百万円、並びに長期預託金の支出額75億2百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は13億85百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出5億25百万円及び無形固定資産の取得による支出7億60百万円、並びに投資有価証券の取得による支出4億95百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は318億63百万円となりました。これは社債の償還による支出200億円及び長期借入金の返済による支出78億92百万円、並びに配当金の支払いによる支出40億90百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は平成20年5月16日に帳簿の備付け及び受取証書の交付等に関して、関東財務局より貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を受け、平成20年6月16日に当該業務改善命令に基づき、関東財務局に業務改善計画を提出しております。当該業務改善命令を厳粛に受け止め、今後もより一層法令遵守態勢及び内部管理態勢の強化と充実に全社を挙げて取組み、再発防止並びに信頼の回復に努めてまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株券等の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を既に実施しております。これらの取組みは、上記 基本方針の実現にも資するものと考えております。

a. 「中長期経営戦略」による企業価値の向上への取組み

消費者金融業界におきましては、貸金業法等の改正が段階的に施行され、今後実施が予定される上限金利の引き下げや総量規制の導入など先行き非常に厳しい環境にあると考えております。このような環境下において当社は、創業精神である真の「お客様第一主義」・「効率経営」の原点に立ち返り、全社を挙げて企業価値の向上に注力していく所存であります。

具体的には、貸金業法の改正に対応したシステム等のインフラ整備を前倒しで進め、コンプライアンスの徹底による内部管理態勢の更なる強化を図るとともに、コア事業である消費者金融事業を「ミドルリスク・ミドルリターン」型へと変革してまいります。また、収益源の多様化を図るためファクタリング事業などの新規事業の開拓に努めるとともに、更なる資本の有効活用を図り、コア事業と相乗効果の高い個人向け金融サービス分野でのM&Aや新規投資を積極的に検討してまいります。さらに、国内外におけるIR活動をより一層充実させ、迅速かつ継続的なフェア・ディスクロージャー（公正な情報開示）を実施し、企業の透明性をさらに高めてまいります。

b. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来より「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を重要な課題に掲げ取り組んでおります。具体的な取組みとしては、次のような施策を実施しております。

ア. コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値の向上に努めることを経営の基本方針とし、その実現には企業倫理の確立とコーポレート・ガバナンスの充実が欠かせないと考えております。そのために、「武富士経営倫理憲章」を制定して、これを啓蒙することで企業倫理を確立し、経営の透明性、効率性、健全性を向上させ、コンプライアンスを徹底して、迅速なディスクロージャーをなお一層強く推進しております。

イ. コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役会設置会社を選択し、株主総会の下に取締役会と監査役会を置くとともに、社外の有識者を招いてコンプライアンス委員会を設置しております。また、平成16年6月に執行役員制度を本格的に導入して業務執行機能の充実強化を図り、さらに常務会を設けて経営課題などについて十分な議論と迅速な意思決定を行う体制を構築しております。

内部監査を担当する検査部は、当社全体における関連法令の遵守、個人情報保護、その他内部管理に関する監査を定期及び臨時に実施し、必要に応じて改善のための指導・助言を行った上で、当該監査結果を取締役及び監査役に報告しております。

c. 当社は、中長期経営戦略を中心に据えて上記諸施策を実施してまいりましたが、今後も引き続きこれらの施策を中長期的な視座に立ち確実に実施していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成18年10月25日開催の取締役会決議により以下の「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、本プランといいます。）」を導入し、平成19年6月28日開催の第40回定時株主総会においてご承認いただいております。

a . 本プランの概要

ア . 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

イ . 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損させる恐れがあると認められる場合（その詳細については下記 b . 「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。（現在の独立委員会の委員には、社外の有識者により構成される当社コンプライアンス委員会の委員である浅岡省吾氏、正田文男氏、及び小林朴氏が就任しております。）

ウ . 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

b . 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

ア . 本プランの手続に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

イ . 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙っ

て高値で売り抜ける行為

ウ．強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

エ．当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

オ．当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

カ．買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の後における当社の使用人、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付等である場合

キ．当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランドや株主の皆様、お客様、地域社会又は使用人などのステークホルダーとの信頼関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

c．本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の第40回定時株主総会終結の時から平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。

d．本プランの廃止及び修正・変更等

本プランは、有効期間の満了前であっても、「当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合」、又は「当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合」には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る定時株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランの高度な合理性及び本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

a．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

b．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

c．株主意思を重視するものであること

当社は、平成19年6月28日開催の第40回定時株主総会において、本プランの導入について株主の皆様のご意思をご確認させていただいております。また、上記 c．「本プランの有効期間」及び

d．「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載したとおり、本プランの有効期間は平成22年6月

開催予定の定時株主総会終結の時までと限定されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従うよう速やかに変更又は廃止されることになり、その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。従いまして、当社は、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

d．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株券等に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

e．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 b．「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

f．第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

g．当社取締役の任期は1年であること

当社の取締役の任期は1年です。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

h．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 d．「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案できるよう努めておりますが、貸金業法の段階的施行による上限金利の引き下げ及び総量規制の導入、依然として高水準で推移する顧客からの利息返還請求等は、消費者金融業者の経営を大きく揺るがしており、銀行系クレジットカード会社の合併、外国資本の消費者金融事業からの撤退、大手銀行グループによる消費者金融専門大手の子会社化等、再編・淘汰が進行し、貸金業登録業者数が大幅に減少するなど、業界はかつてない厳しい環境にあります。

このような環境下、当社グループは健全な資金需要者のニーズに可能な限り、適正・適法にお応えすることがノンバンクの社会的使命であると認識し、多様な商品、サービスの提供に努めております。この一環として、平成20年10月より、経営理念である「お客様第一主義」を徹底・追及し、これまで以上に「感謝の気持ち・真心」を込めた新ブランド「benecere(ベネシア)」を立ち上げました。実施から3ヶ月が経過しましたが、お客様からも大変ご好評頂き、新規顧客数・貸付金に関しても前四半期を上回る結果となっております。今後も「benecere」ブランドを中心に据え、多種多様な商品展開を図ることで様々な資金ニーズに対応し、リテール金融界における地位固めを進めてまいります。

また、昨今の急激な経営環境の変化に対応するとともに、貸金業法完全施行後の安定的な利益確保を目的とした債権管理の充実等を柱とする「中期経営計画」を実行することにより、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	430,000,000
計	430,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	144,295,200	144,295,200	東京証券取引所 (市場第一部) ロンドン証券取引所	単元株式数は10株であります。
計	144,295,200	144,295,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年11月8日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	48,365
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は10株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	483,650
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3	2,825
新株予約権の行使期間	自平成21年11月9日 至平成23年11月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,342 資本組入額 1,671
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。
ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

3. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

4. 本新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の行使時まで継続して当社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位にあることを要します。

本新株予約権者が上記の地位を失った場合でも、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、本新株予約権の行使期間の範囲内で、行使期間の開始の日又は地位喪失の日のいずれか遅い時点から6か月が経過する日までに限り、本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権者が死亡時において上記の要件を満たしていた場合は、行使期間の開始の日又は死亡の日のいずれか遅い時点から6か月が経過する日までに限り、また本新株予約権者が上記に基づき本新株予約権を行使することができた場合はその期間に限り、本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の本新株予約権の行使に関する条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以上総称して以下「組織再編成行為」といいます。）を行う場合、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を交付する旨を組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの契約書又は計画書等に定めた条件に基づき、再編成対象会社の新株予約権を交付します。

平成20年7月18日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	2,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は10株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	27,400
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3	1,507
新株予約権の行使期間	自平成22年8月13日 至平成24年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,846 資本組入額 923
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

4. 本新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の行使時まで継続して当社の取締役又はこれに準ずる地位にあることを要します。

本新株予約権者が上記の地位を失った場合でも、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、本新株予約権の行使期間の範囲内で、行使期間の開始の日又は地位喪失の日のいずれか遅い時点から6か月が経過する日までに限り、本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権者が死亡時において上記の要件を満たしていた場合は、行使期間の開始の日又は死亡の日のいずれか遅い時点から6か月が経過する日までに限り、また本新株予約権者が上記に基づき本新株予約権を行使することができた場合はその期間に限り、本新株予約権を行使することができます。

その他の本新株予約権の行使に関する条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使時の払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成20年5月23日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000
新株予約権の数(個) (注)1	1,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は10株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	29,761,904
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3	2,352
新株予約権の行使期間 (注)4	自平成20年7月3日 至平成30年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,352 資本組入額 1,176
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)6	
代用払込みに関する事項	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

- (注)1. 代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいいます。以下同じ。)を発行した場合は、1,400個と代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を5,000万円で除した個数との合計数となります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、本社債の額面金額の総額を新株予約権の行使時の払込金額で除した数(1株未満の端数は切り捨てます。)とします。よって、下記3.記載の調整が行われた場合には新株予約権の目的となる株式の数も変動します。
3. 新株予約権の行使時の払込金額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、払込金額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

4. 新株予約権の行使期間は、平成20年7月3日から平成30年6月5日まで(行使請求受付場所現地時間)とします。ただし、本社債の繰上償還(本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還を除きます。)の場合、償還日の東京における5営業日前の日まで、本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合、償還通知書が本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却又は消却のため子会社が当社に交付した場合、当社が本社債を消却した時又は交付された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、平成30年6月5日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできません。上記にかかわらず、当社が平成27年6月19日以降、本新株予約権付社債権者に対して残存する本新株予約権付社債の全部を取得する旨の通知(以下「取得通知」といいます。)を交付した場合、当社が本新株予約権付社債権者に対して取得通知を交付した日(当日を含みます。)から取得日(当日を含みます。)までの間は、本新株予約権を行使することはできません。また、本新株予約権付社債の要項に従って当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、それらの効力発生日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできません。
5. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。
- 本新株予約権の一部行使はできません。
- 平成29年6月20日まで(当日を含みません。)は、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間(平成29年4月1日に開始する四半期については、同日から同年6月19日までの期間)において、本新株予約権を行使することができます。平成29年6月20日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合、以後いつでも本新株予約権を行使することができます。ただし、本記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の期間は適用されません。
- a. ア. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスもしくはその承継格付機関(以下「S&P」といいます。)による当社の長期債務格付(存在しない場合、当社の発行体格付)もしくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限り、以下同じ。)がBB+以下であり、かつムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクもしくはその承継格付機関(以下「ムーディーズ」

といえます。)による当社の長期債務格付(存在しない場合、当社の発行体格付)もしくは本新株予約権付社債の格付がBa1以下である期間、イ. S&Pもしくはムーディーズにより当社の長期債務格付(存在しない場合、当社の発行体格付)もしくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又はウ. S&Pもしくはムーディーズによる当社の長期債務格付(存在しない場合、当社の発行体格付)もしくは本新株予約権付社債の格付が停止もしくは撤回されている期間

- b. 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還(本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還を除きます。)の通知を行った後の期間(ただし、税制変更による繰上償還の場合で、繰上償還を受けないことを選択した社債を除きます。)
 - c. 当社が組織再編等を行うにあたり、上記4.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日(当日を含みます。)から、当該組織再編等の効力発生日(当日を含みます。)までの期間
6. 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

組織再編等が生じた場合、当社は、全ての本新株予約権付社債が当該組織再編等の効力発生日より前に償還されている場合でない限り、承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。以下同じ。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させなければなりません。また、当社は、承継会社等の普通株式が当該組織再編等の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されているよう最善の努力をしなければなりません。

上記の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとします。

- a. 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。
- b. 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とします。
- c. 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記3.と同様な調整に服します。
 - ア. 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。
 - イ. 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。
- e. 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後までの日)から、上記4.記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- f. その他の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとします。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記5.と同様の制限を受けます。
- g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- h. 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
- i. その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は承継会社等が単元株制度を採用していない場合を除き、切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲

渡できません。

当社は、上記 の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		144,295,200		30,478		52,263

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を946千株取得したこと等により、平成20年12月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社武富士	東京都新宿区西新宿八丁目15番1号	9,375	6.50

当第3四半期会計期間において、下記の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付がありましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション及びその共同保有者から、平成20年10月3日付の大量保有報告書（変更報告書 5）の写しの送付があり、平成20年9月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション	180 Queen Street West, Toronto, Ontario, Canada M5V 3K1	株式 1,826,310	1.27
マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド	2150-1055 West Georgia Street, Vancouver, British Columbia, Canada V6E 3R5	株式 4,537,800	3.14
マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント(バミューダ)リミテッド	22 Victoria Street, P.O.BOX 1179, Hamilton, HM EX, Bermuda	株式 189,300	0.13

UBS証券会社東京支店及びその共同保有者から、平成20年12月17日付の大量保有報告書（変更報告書 2）の写しの送付があり、平成20年12月11日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
UBS証券会社東京支店	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア	株式 115,232	0.08
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング	株式 5,052,706	3.50
UBS Securities LLC	271 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA	株式 0	0.00

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成21年1月7日付の大量保有報告書（変更報告書 5）の写しの送付があり、平成20年12月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	11988 El Camino Real, Suite 500, San Diego, CA 92191, U.S.A	株式 13,997,718	9.70

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,429,380		
完全議決権株式(その他)	普通株式 135,864,590	13,586,353	
単元未満株式	普通株式 1,230		1単元(10株)未満の株式
発行済株式総数	144,295,200		
総株主の議決権		13,586,353	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,060株が含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数106個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社武富士	東京都新宿区西新宿 八丁目15番1号	8,429,380		8,429,380	5.84
計		8,429,380		8,429,380	5.84

(注) 直前の基準日（平成20年9月30日）以降に自己株式を取得したことにより、当第3四半期会計期間末日現在の所有自己株式数は9,375,375株（発行済株式総数に対する割合6.50%）となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,520	2,585	2,080	1,544	1,549	1,639	1,384	836	818
最低(円)	2,020	1,980	1,417	1,237	1,384	1,283	559	508	521

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役兼 常務執行役員	人事部・経営企画部・ お客様相談室担当 兼人事部長	取締役兼 常務執行役員	人事部・経営企画部・ お客様相談室担当	相田 勝則	平成20年7月19日
代表取締役兼 副社長執行役員	営業統轄本部長、統轄部 ・人財開発部・秘書室・ CSR推進室・総合企画 部担当兼人財開発部長兼 CSR推進室長	代表取締役兼 副社長執行役員	営業統轄本部長、統轄部 ・人財開発部・秘書室・ CSR推進室担当兼人財 開発部長兼CSR推進室 長	武井 健晃	平成20年8月1日
取締役兼 常務執行役員	人事部・お客様相談室担 当兼人事部長	取締役兼 常務執行役員	人事部・経営企画部・お 客様相談室担当兼人事部 長	相田 勝則	平成20年8月1日
取締役兼 執行役員	財務部担当	取締役兼 執行役員	財務部担当兼財務部長	中村 成志	平成20年10月8日
取締役兼 執行役員	店舗開発部担当兼統轄部 長兼店舗開発部長	取締役兼 執行役員	営業統轄本部副本部長 業務執行部担当	外園 明子	平成21年1月14日
取締役兼 執行役員	営業統轄本部副本部長 業務執行部担当	取締役兼 執行役員	店舗開発部担当兼統轄部 長兼店舗開発部長	吉田 純一	平成21年1月14日

(注) 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書提出日現在におきましては、取締役兼常務執行役員以外に2名の執行役員がおりましたが、人事部長岩城和夫が平成20年7月18日付をもって退任したため、現在はコストパフォーマンス部担当兼業務執行部長細井博文の1名となっております。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)及び「特定金融会社等の会計の整理に関する命令」(平成11年総理府・大蔵省令第32号)に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,709	56,482
営業貸付金	1 995,958	1 1,195,328
有価証券	-	13,000
短期貸付金	14,996	83,989
その他	24,657	58,988
貸倒引当金	116,950	143,998
流動資産合計	1,000,370	1,263,789
固定資産		
有形固定資産	2 46,003	2 46,986
無形固定資産	5,487	5,234
投資その他の資産	98,110	76,890
固定資産合計	149,600	129,110
資産合計	1,149,970	1,392,899
負債の部		
流動負債		
短期借入金	800	-
1年内返済予定の長期借入金	77,497	94,274
未払法人税等	502	335
賞与引当金	171	847
その他	18,291	18,548
流動負債合計	97,260	114,003
固定負債		
社債	143,045	161,083
転換社債型新株予約権付社債	70,000	-
長期借入金	154,932	284,007
退職給付引当金	3,530	3,245
役員退職慰労引当金	134	134
利息返還損失引当金	463,838	386,256
その他	12,405	10,396
固定負債合計	847,883	845,121
負債合計	945,144	959,124

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,478	30,478
資本剰余金	52,263	52,263
利益剰余金	147,503	393,367
自己株式	36,469	48,248
株主資本合計	193,775	427,861
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	909	1,619
繰延ヘッジ損益	12,246	4,383
為替換算調整勘定	402	128
評価・換算差額等合計	10,935	5,875
新株予約権	116	41
純資産合計	204,826	433,776
負債純資産合計	1,149,970	1,392,899

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業収益	
営業貸付金利息	140,975
総合あっせん収益	54
その他の金融収益	2,054
その他の営業収益	3,994
営業収益合計	147,076
営業費用	
金融費用	15,016
その他の営業費用	
貸倒引当金繰入額	59,045
利息返還損失引当金繰入額	214,387
その他	39,547
その他の営業費用計	312,979
営業費用合計	327,995
営業損失()	180,919
営業外収益	
受取配当金	635
雑収入	249
営業外収益合計	883
営業外費用	
為替差損	2,307
社債発行費	1,798
支払オプション料	1,306
雑損失	37
営業外費用合計	5,448
経常損失()	185,484
特別利益	
投資有価証券売却益	688
特別利益合計	688
特別損失	
投資有価証券評価損	528
投資有価証券売却損	51
減損損失	108
店舗閉鎖損失	631
確約融資枠契約解消損	2,165
特別損失合計	3,482
税金等調整前四半期純損失()	188,278
法人税、住民税及び事業税	676
法人税等調整額	25,442
法人税等合計	26,117
四半期純損失()	214,395

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業収益	
営業貸付金利息	42,227
総合あっせん収益	18
その他の金融収益	662
その他の営業収益	1,406
営業収益合計	44,313
営業費用	
金融費用	4,472
その他の営業費用	
貸倒引当金繰入額	29,337
利息返還損失引当金繰入額	186,320
その他	13,975
その他の営業費用計	229,632
営業費用合計	234,103
営業損失()	189,791
営業外収益	
受取配当金	200
雑収入	23
営業外収益合計	223
営業外費用	
為替差損	1,785
支払オプション料	429
雑損失	70
営業外費用合計	2,283
経常損失()	191,851
特別利益	
投資有価証券売却益	18
投資有価証券評価損戻入益	319
特別利益合計	337
特別損失	
投資有価証券評価損	499
投資有価証券売却損	48
減損損失	15
店舗閉鎖損失	468
特別損失合計	1,030
税金等調整前四半期純損失()	192,545
法人税、住民税及び事業税	286
法人税等調整額	26,546
法人税等合計	26,832
四半期純損失()	219,377

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	188,278
減損損失	108
退職給付引当金の増減額(は減少)	286
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0
貸倒引当金の増減額(は減少)	27,048
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	77,582
貸倒償却額	86,093
利息返還額(元本毀損分)	47,377
受取利息及び受取配当金	635
店舗閉鎖損失	631
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	637
営業貸付金貸付額	168,794
営業貸付金回収額	234,737
長期預託金の増減額(は増加)	13,082
その他	8,421
小計	56,761
利息及び配当金の受取額	635
法人税等の支払額	499
法人税等の還付額	4,253
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,149
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	767
無形固定資産の取得による支出	2,177
投資有価証券の取得による支出	571
投資有価証券の売却による収入	1,412
その他	230
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,873
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	800
長期借入れによる収入	6,200
長期借入金の返済による支出	152,052
新株予約権付社債の発行による収入	70,000
社債の償還による支出	20,000
自己株式の取得による支出	3,225
配当金の支払額	16,464
財務活動によるキャッシュ・フロー	114,741
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,302
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	56,767
現金及び現金同等物の期首残高	153,471
現金及び現金同等物の四半期末残高	96,705

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	該当事項はありません。
4. 開示対象特別目的会社に関する事項の変更等	前連結会計年度末における開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項に係る記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められます。 (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 当社は、安定的に資金を調達することを目的として、営業貸付金を裏付けとした信託受益権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、株式会社形態の特別目的会社を利用しております。当該流動化において、当社は、前述した信託受益権のうち優先部分を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行によって調達した資金を、売却代金として受領します。 さらに、当社は営業貸付金の回収サービス業務を行い、また、信託受益権の劣後部分を保有しております。 平成20年12月末において、流動化の結果、取引残高のある特別目的会社は1社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は114,943百万円、負債総額は114,933百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。 (2) 当四半期連結会計期間における特別目的会社との取引金額等 開示対象特別目的会社に対する資産の譲渡取引を金融取引として処理しているため、当該取引における開示対象特別目的会社との取引金額等の記載を省略しております。
5. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。なお、この変更に伴う当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。 (2) 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更に伴う当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。
6. 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更	該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1. 担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。 営業貸付金 281,442百万円	1. 担保資産 営業貸付金 549,834百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額35,288百万円が控除されております。	2. 有形固定資産の減価償却累計額35,265百万円が控除されております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	81,709 百万円
短期貸付金(CD現先)	14,996
現金及び現金同等物	96,705

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	144,295,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,375,375

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	29,761,904	
連結子会社			
合計		29,761,904	

(2) スtock・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			116
連結子会社			
合計			116

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,388	90	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	4,076	30	平成20年9月30日	平成20年12月5日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	30,478	52,263	393,367	48,248	427,861
当第3四半期連結会計期間末までの 変動額					
剰余金の配当			12,388		12,388
剰余金の中間配当			4,076		4,076
四半期純損失			214,395		214,395
自己株式の取得 1				3,225	3,225
自己株式の消却 2			15,005	15,005	
当第3四半期連結会計期間末までの 変動額合計			245,864	11,779	234,085
当第3四半期連結会計期間末残高	30,478	52,263	147,503	36,469	193,775

- 平成20年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を実施しております。
- 平成20年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を実施しております。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

消費者金融業の営業収益及び営業損失は、いずれも全セグメントの合計額に占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦の営業収益は、全セグメントの営業収益の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外営業収益は、連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,517.28 円	3,151.03 円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	1,569.11 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	214,395
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	214,395
普通株式の期中平均株式数(千株)	136,635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	2018年満期ユーロ円建取得条項(現金決済条項)付及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(発行総額70,000百万円)。なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第3 四半期連結会計期間

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	1,620.30 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	219,377
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	219,377
普通株式の期中平均株式数(千株)	135,393
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	2018年満期ユーロ円建取得条項(現金決済条項)付及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(発行総額70,000百万円)。 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第42期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月6日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- (1) 配当金の総額 4,075,974,450円
- (2) 1株当たりの金額 30円00銭
- (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社武富士
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社武富士の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社武富士及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。